

(仮称)港区エリアマネジメントガイドライン策定支援業務委託事業候補者選考に関する質問への回答

番号	質問事項	資料名	該当ページ	質問内容	回答
1	「公開空地」に関する用語の定義について	別紙1 仕様書	2 ページ	仕様書において、本業務で検討を行う公共空間の一つとして公開空地が示されています。この用語はいわゆる総合設計制度における敷地内の空地として定義されるものと理解しますが、これ以外に、例えば、都市計画法による地区施設など、今回の検討対象となり得るものはありますでしょうか。	主に、都市開発諸制度（「再開発等促進区を定める地区計画」「高度利用地区」「特定街区」「総合設計」）を活用して整備した空地进行を想定しています。
2	検討対象となる公共空間の種別（道路、公園、緑地等）の範囲について	別紙1 仕様書	2 ページ	仕様書では公開空地以外の公共空間について「道路、公園、緑地等」が挙げられています。「等」について、道路、公園、緑地以外の港区管内の都市施設等を前広・幅広に検討対象にするものと考えますが、この理解は正しいでしょうか。	ご認識の通りです。
3	企画提案書の枚数	様式7	-	様式7-1、7-2、7-3について、枚数制限はありますでしょうか。	様式で示しているとおり、それぞれA4サイズで2ページに収めてください。